

項二 第七条 第二項		項三	
決 定する	決 定するものとし、その者の俸給額を	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と
は、その者の受ける号俸に応じた額に、 國家公務員の育児休業等に関する法律に (平成三年法律第二百九号) 第十七条の規定 により読み替えられた一般職の職員の勤務 時間に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に 掲げる字句とする。	は、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間に規定する週休日以外の日曜日までの五日間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。	は、育児休業法第十八条第一項に規定する勤務時間に規定する週休日以外の日曜日までの五日間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。	は、育児休業法第十九条の規定により承認を受けた同条第一項に規定する育児短時間勤務の内容に従つた
の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	の任期付職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例	の規定により定められたその者の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間と同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。	の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

項	第三条	第四条	第五条	第六条
職員	額と	額する	相當す	相當する
(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)				
第二十条	国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。			
第二十一条	育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一」に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。			
第二十二条	育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。 (育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)			
第二十三条	職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。 (育児短時間勤務の承認が失効した場合における育児短時間勤務の例による短時間勤務)			
第二十四条	任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせることができる。(この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。) (育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)			
第二十五条	任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合にいて得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする 相当する額と			

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項
第一条	第二条	第三条	第四条	第五条
、任命権者	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する	職員（自衛官候補生、第二十三条第二項）十三条第二項	育児時間	第七条第二項、第十一條第一項第一項第一号並びに第一号
、				第三十三条

項 第二 第一 条	第十一 職員 (一)	二項 第八 給与法	一項 第八 給与法	九条に規定するの規定に基づく防衛省令で特別休暇のうち定める休暇のうち職員が出生産により職員産した場合における休暇が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇	勤務時間法第十自衛隊法第五十四条第二項
職員 (自衛官・自衛官候補生、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十五条第一項又は第十六条第一項(第三号を除く。)の教育訓練を受けている者、	給与に関する法律	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)	第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第百六十六号)第十八条の二第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の二第三項又は第二十五条の二	第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第百六十六号)第十八条の二第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の二第三項又は第二十五条の二	隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)

次条、第二十条及び 前条	2
前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間自衛隊法第四十一条の二第二項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するもの」とし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額」とそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。	前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間自衛隊法第四十一条の二第二項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するもの」とし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額」とそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。

第六章 雜則
第二十八条 この法律（第十条、第二十条及び前条を除く。）の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
第一条 〔施行期日〕
する。

（給与法附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第二条 育児短時間勤務職員に対する給与法附則第八項の規定の適用については、同項中「とすする」とあるのは、「に」に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十二条の規定による勤務をしている職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第二条第一項」とする。

（検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第三条 育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に」に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられたその者の勤務時間（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間（平成六年法律第三十三号）第十七条の規定により読み替えた数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十二条の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一

に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年一月三〇日法律第一八号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十一条までの規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年一二月二六日法律第
九四号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から
(施行期日)

施行する。ただし、第一条中「一般職の職員の給与に関する法律」（以下「給与法」という。）第

八条第五項、第六項及び第八項、第十九条の七
第一項並びに第十九条の八第二項の改正規定並

第二項並に第三項の規定は、第三項の規定による改正
びに次条の規定は、国家公務員法等の一部を改正
する法律（立成一七三云々第百八十二）に付則第一

する法律（平成十九年法律第二百八号）附則第一条第三号の政令で定める日から、附則第三条第

一項及び第三項（同条第一項の準用に係る部分
に限る）。並びに第五条第一項の規定は公布の

（四）ハヤカワ書店第三編第二項の規定は公不^レに開^ス、立^{ハシ}第三編第一項の規定は公不^レに開^ス、立^{ハシ}する。

（国家公務員の育児休業等に関する法律）一部改正に伴う経過措置

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」と
いう。）以後において第三条の規定による改正

後の国家公務員の育児休業等に関する法律（以

「新國家公務員育児休業法」という。」第十
二条第一項に規定する育児短時間勤務をするた

め、新国家公務員育児休業法第十二条第三項の規定による承認又は新国家公務員育児休業法第

規定による申請又は新國家公務員育成法第十三第二項において準用する新國家公務員育成法第十三第二項の規定による申請

児休業法第十二条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新

国家公務員育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項の規定の例により、当該承認を請求

三條第一項の規定の依り、三語方語を語り
することができる。

この法律の施行の際に第三条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律

(以下「旧国家公務員育児休業法」という。)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員による当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務

の期間の末日までの間ににおいて人事院規則で定める内容（国有林野事業を行ふ国の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第二百四十一号）第二条第二項に規定する職員にあつては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政法人の長が定める内容）の新国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

3 前二項及び次条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第三項第六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第三項」とあるのは「新国家公務員育児休業法第十三条法第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第三項」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第二項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十三条第二項」と、「第十二条第二項又は第十三条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する旧国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「人事院規則で定める内容（国有林野事業を行う国の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第二百四十一号）第二条第二項に規定する職員にあつては当該特定独立行政法人の長が定める内容）」とあるのは「政令で定める内容」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第一項」とあるのは「新国家公務員育児休業法第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、次条中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

附則（平成二一年五月二九日法律第四号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成二一年六月三日法律第四四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 次に掲げる規定 平成二十二年四月一日
イ 及びロ 略
ハ 附則第八条の規定（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第二十七条第一項の表第八条第一項の項の改正規定中「又は第二十五条第三項」を「第二十五条第三項又は第二十五条の二第三項」に改める部分及び同表第十二条第一項の項の改正規定中「受けている者」の下に「自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者」を加える部分に限る。）及び附則第九条の規定（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項の改正規定中「自衛官」の下に「自衛官候補生」を加える部分を除く。）
三次に掲げる規定 平成二十二年七月一日
イ 及びロ 略
ハ 附則第四条の規定、附則第八条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）
附則（平成二一年一月三〇日法律第六八六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。
（平成二十一年十二月に支給する期末手当に關する特例措置）
第三条 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項

(同条第三項、第四条の規定による改正後の任
期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定に
よる改正後の任期付職員法第八条第二項の規定
により読み替えて適用する場合を含む)及び
第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業
等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十
六条の規定により読み替えて適用する場合を含
む)。若しくは第二十三条第一項から第三項ま
で、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣
される一般職の国家公務員の待遇等に関する法
律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一
項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他
の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平
成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定
にかかるらず、これらの規定により算定される
期末手当の額(以下この項において「基準額」
という)から次に掲げる額の合計額(以下こ
の項において「調整額」という)に相当する
額を減じた額とする。この場合において、調整
額が基準額以上となるときは、期末手当は、支
給しない。

医療職俸給表(三)				医療職俸給表(二)				研究職俸給表				教育職俸給表(二)				教育職俸給表(二)				海事職俸給表(二)				海事職俸給表(二)			
四級	三級	二級	一級	四級	三級	二級	一級	二級	二級	一級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	三級	二級	一級	二級	一級	三級	二級			
まで まで	一号俸から四号俸 俸まで	一号俸から四十号 俸まで	一号俸から五十六 号俸まで	一号俸から四号俸 俸まで	一号俸から十六号 俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から五十一 号俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から五十六 号俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から五十一 号俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から四十四 号俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から六十四 号俸まで	一号俸から八号俸 号俸まで	一号俸から五十二 号俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から六十四 号俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から八号俸 号俸まで	一号俸から二十四 号俸まで	一号俸から五十二 号俸まで	一号俸から八号俸 号俸まで			

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第五条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。
(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

(第九条及び次条の規定を除く。)の施行に関する事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二年一月三〇日法律第二百三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年六月三十日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(人事院規則への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、二の去唐

第三条 平成二十二年十一月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任
期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び
第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。附則第五条及び第七条において「育児休業法」とい
う。）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは
附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項又は法科大学

院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から調整額(以下この項において「相当する額を減じた額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する法律(以下この号及び附則第五条において「給与法」という。)第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下のこの条において同じ。)以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていなかった場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百三十三号)附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。)若しくは医療職俸給表(二)若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定める日のを除く。)については、その減額改定対象職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、单身赴任手当(給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(給与法第十四条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間そ

の他の人事院規則で定める期間がある職員に
あつては、当該月数から当該期間を考慮して
人事院規則で定める月数を減じた月数（乗
じて得た額

給 表 稅 務 職 俸	專門行政						行政職俸						(一) 行政職俸						(二) 稽核職俸						俸 給 表 號
	表	職	俸	給	一級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	職務の		
一級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	職務の	號	
一号俸まで	一号俸から七十三号	一号俸から四号俸まで	一号俸から二十号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から二十号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から八十号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から六十四号俸まで	一号俸から四百八号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から九十三号俸まで	一号俸から六十四号俸まで	號	

(一) 公安職俸表							(二) 公安職俸表													
七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級
一号俸まで まで	一号俸から四号俸 まで	一号俸から十六号 まで	一号俸から二十四 号俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から四十八 号俸まで	一号俸から八十九 号俸まで	一号俸から四号俸 まで	一号俸から十六号 俸まで	一号俸から二十四 号俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から五十六 号俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から七十二 号俸まで	一号俸から八十四 号俸まで	一号俸から九十二 号俸まで	一号俸から十六号 俸まで	一号俸から二十四 号俸まで	一号俸から三十二 号俸まで	一号俸から四十八 号俸まで	一号俸から六十五 号俸まで

研究職 給表	(二) 教育職 給表				(二) 教育職 給表				(二) 海事職 給表				(二) 海事職 給表							
	一級	三級	二級	一級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
一号俸まで 号俸から九十六	一号俸まで 号俸から五十二	一号俸まで 号俸から七十二	一号俸まで 号俸から八十四	一号俸から十二号	一号俸まで 号俸から四十号	一号俸から五十二	一号俸から三十二	一号俸から七十二	一号俸まで 号俸まで	一号俸から四十八	一号俸から六十号	一号俸から七十二	一号俸から八十四	一号俸まで 号俸まで	一号俸から十二号	一号俸まで 号俸まで	一号俸から四十号	一号俸から五十六	一号俸まで 号俸まで	一号俸から六十九 号俸まで

福祉職俸					(三) 医療職俸								(二) 医療職俸								医療職俸				
五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級
一号俸まで 俸から十六号	一号俸まで 俸から三十六号	一号俸まで 俸から四十四号	一号俸まで 俸から六十八号	一号俸まで 俸から九十二号	一号俸まで 俸から八号俸	一号俸まで 俸から二十八号	一号俸から四十四号	一号俸から五十六号	一号俸から八十号	一号俸まで 俸から九十六号	一号俸から十二号	一号俸まで 俸から二十八号	一号俸から四十四号	一号俸から五十六号	一号俸から七十二号	一号俸から八十五号	一号俸まで 俸から四号俸	一号俸まで 俸から二十四号	一号俸から七十二号	一号俸まで 俸から四十号	一号俸から二十四号	一号俸まで 俸から四十四号	一号俸まで 俸から七十二号	一号俸まで 俸から四十号	

第五条	第六級	一号俸から四号俸 まで
二	専門スタッ フ職 俸給表	一級 一号俸から十六号 俸まで
育児休業法第十三条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとみ替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。	平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額	（平成二十三年四月一日における号俸の調整）
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二十二年一月三〇日法律第六 一号）抄
（施行期日）	五九号	附 則（平成二十二年一月三〇日法律第六 一号）抄

附 則（平成二十四年一月二六日法律第三百〇〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中自衛隊法第三十三条の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第九十九条第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（この教育訓練又は同法第十六条第一項）を「又は第十六条第一項（第三条三号を除く。）」に改める部分に限る。並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

附 則（平成二十五年六月二一日法律第五二号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年四月一八日法律第二二号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一月二二日法律第七一〇五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条から第八条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月二八日法律第三百五号）抄

（施行期日等）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二八年一月二六日法律第六二号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第六三号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月二十四日法律第八〇号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。たゞし、第三条、第四条及び第六条から第十条までの規定 平成二十九年一月一日（人事院規則への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律（第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 定 平成二十九年十月一日（その他の経過措置の政令への委任）

第二 略
三 第二条中雇用保険法第六十一条の四第一項の改正規定及び第七条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに附則第十五条、第十六条及び第二十三条から第二十五条までの規定 定 平成二十九年十月一日（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日等）
七七号　抄
（平成二十九年一二月一五日法律第
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則　（令和三年六月一一日法律第六一
号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附　則　（令和四年四月一三日法律第一九
号）抄
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。